

愛知県産業廃棄物税について

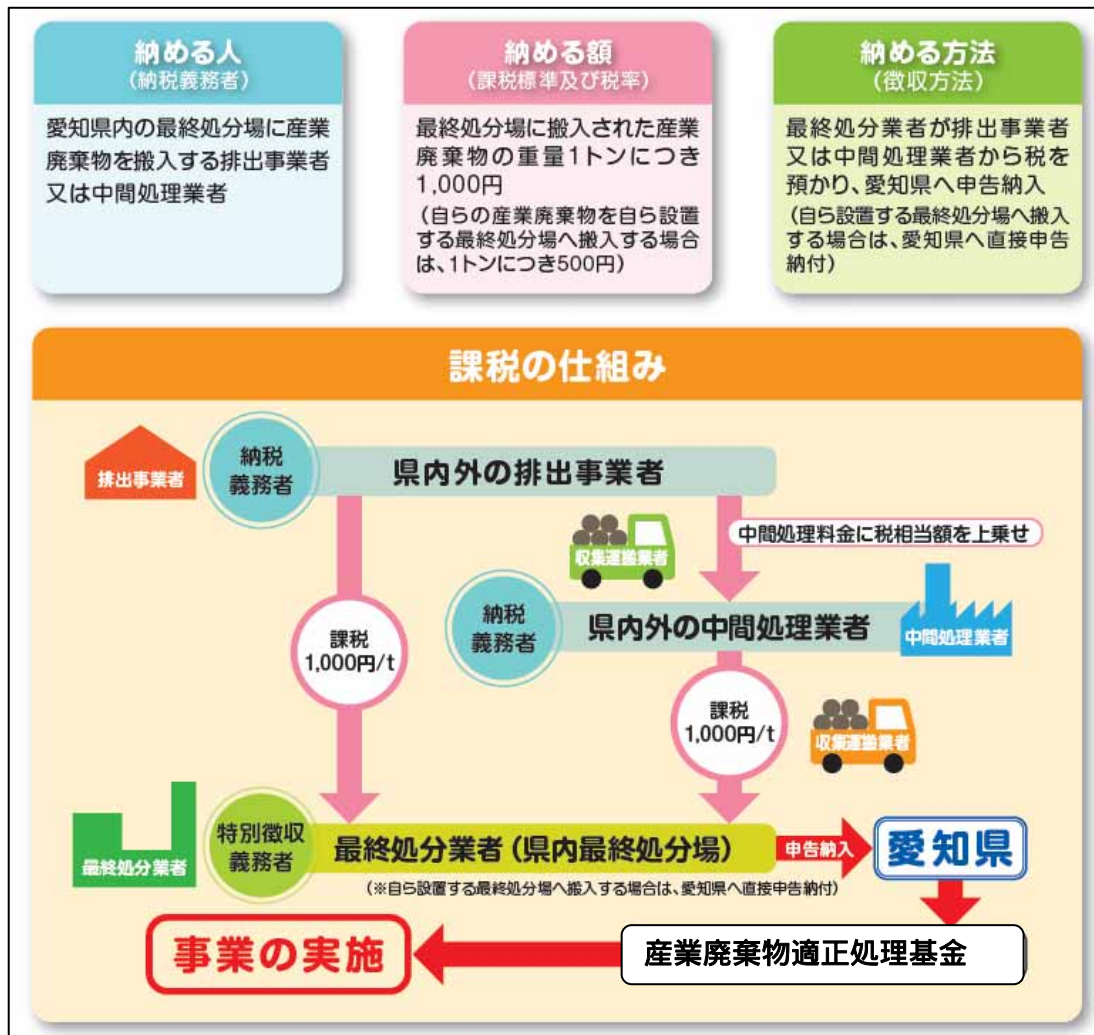
1 産業廃棄物税制度の概要

(1) 導入の経緯

本県は、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置促進、その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として、愛知県産業廃棄物税条例（平成 17 年愛知県条例第 7 号。以下「税条例」という。）の制定により、愛知県産業廃棄物税を導入するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例（平成 18 年愛知県条例第 2 号）を制定し、両条例の施行（平成 18 年 4 月 1 日）により、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

(2) 課税の仕組み

産業廃棄物税における課税の仕組みは、図に示すとおりである。



2 愛知県産業廃棄物税検討会議における検討

(1) 検討の経緯

税条例の附則に5年毎の税制度のあり方検討が規定されていることから、平成26年度から2度目の検討を実施することとし、愛知県産業廃棄物税検討会議(以下「検討会議」という。)において、産業廃棄物税の税収等の状況及び税収の用途を基に、産業廃棄物税制度導入効果の検証等の現状分析を行い、産業廃棄物税制度の今後のあり方について、平成27年1月から同年9月まで検討を実施した。

(2) 検討会議での検討結果

ア 産業廃棄物税の税収等の状況及び税収の用途

(ア) 税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された平成18年度から26年度までにおける税収、税充当事業額及び基金の推移は、表に示すとおりである。

(単位：億円)

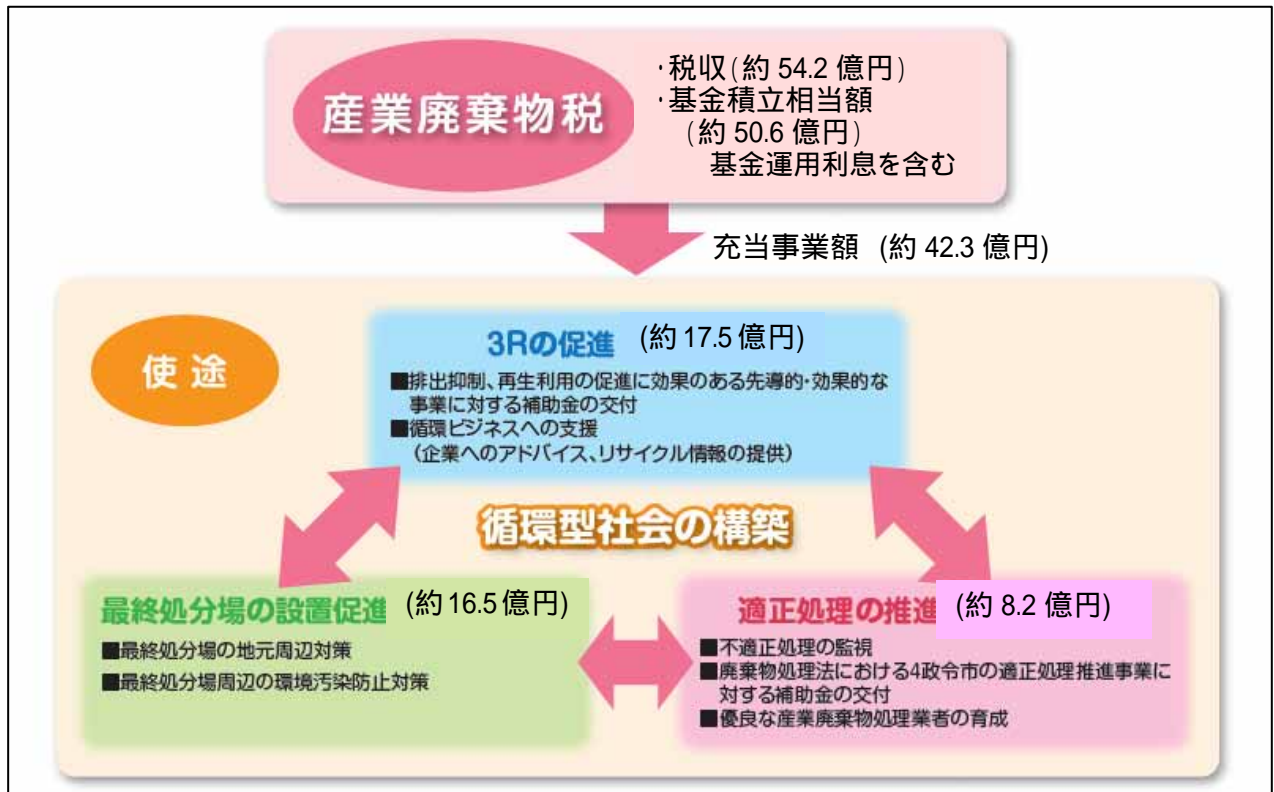
年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83	5.78	5.96	54.17
基金積立相当額	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43	5.38	5.55	50.57
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48	6.30	5.12	42.28
・3Rの促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44	2.71	3.30	17.53
・最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23	2.70	0.97	16.53
・適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81	0.89	0.85	8.22
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78	7.86	8.29	

注1： の「基金積立相当額」は、税収 - 徴税費(7%) + 基金運用利息である。

注2： 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

(イ) 税収の用途

産業廃棄物税における税収の用途(平成18年度から26年度まで)は、図に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。



イ 現状分析

(ア) 産業廃棄物税導入後の状況

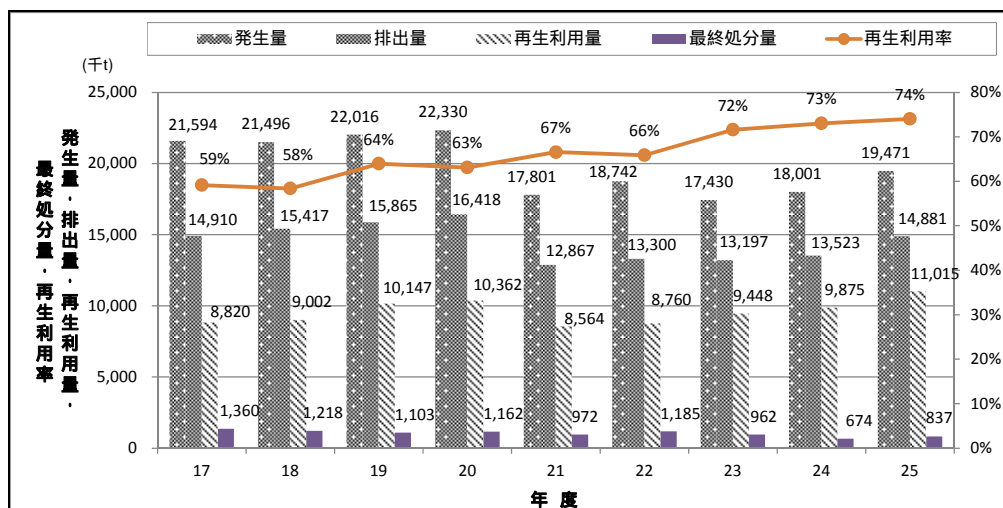
産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図に示すとおりである。

平成 25 年度は、産業廃棄物税制度が導入される前の 17 年度に比べ、発生量は減少し、排出量は減少している。

再生利用量は、平成 17 年度以降 20 年度まで増加し、一旦 21 年度に減少したものの、その後は再び増加傾向にある。

再生利用量を排出量で除した再生利用率は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にある。

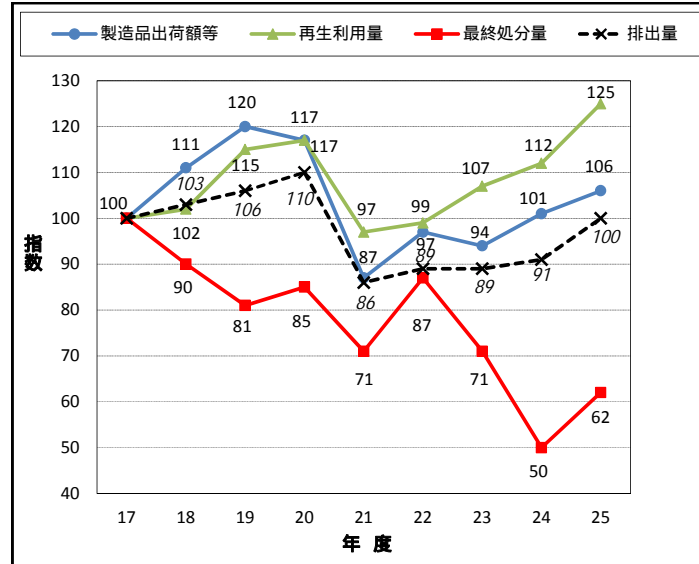
最終処分量は、年により変動はあるが全体としては減少傾向にある。



(イ) 産業廃棄物税制度導入効果の検証

愛知県における産業廃棄物の排出量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

排出量については抑制方向、再生利用量については増加方向の要因が考えられ、最終処分量の推移については経済動向以外の要因により推移していると言える。これらの要因の一つとして産業廃棄物税制度の存在が挙げられる。



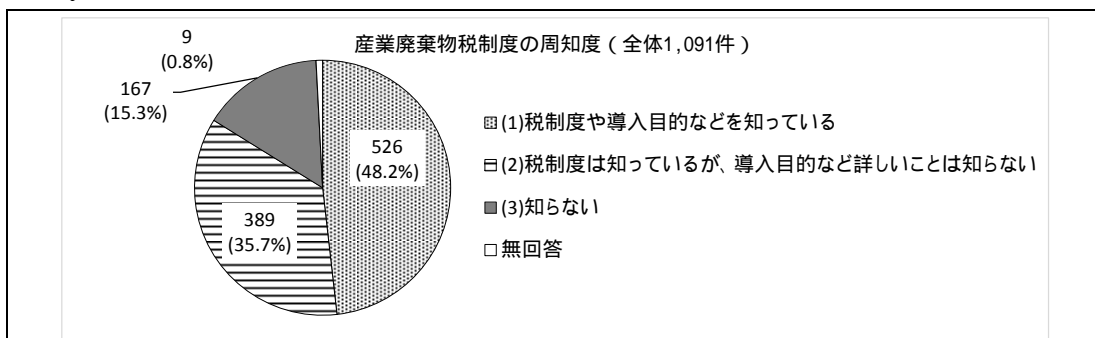
(ウ) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

納税義務者である排出事業者、中間処理業者及び最終処分業者を対象にアンケート調査（平成 27 年 2 月調査）を実施した。

その結果、以下に示すとおり、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されているが、その目的や効果等については、認識度が低いことから、今後、更なる周知・啓発に努めていく必要があることが分かった。

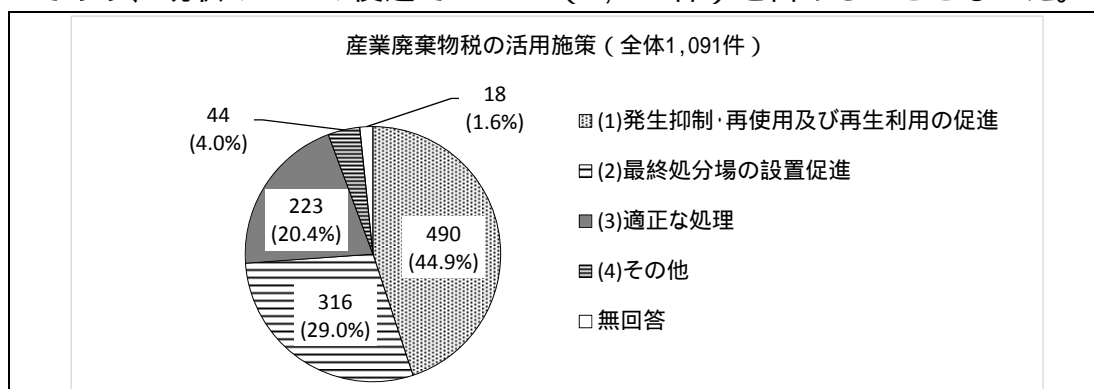
・ 産業廃棄物税制度の周知度

産業廃棄物税制度の周知度については、図に示すとおりであり、83.9%（915件）が産業廃棄物税制度自体を知っていると回答した。



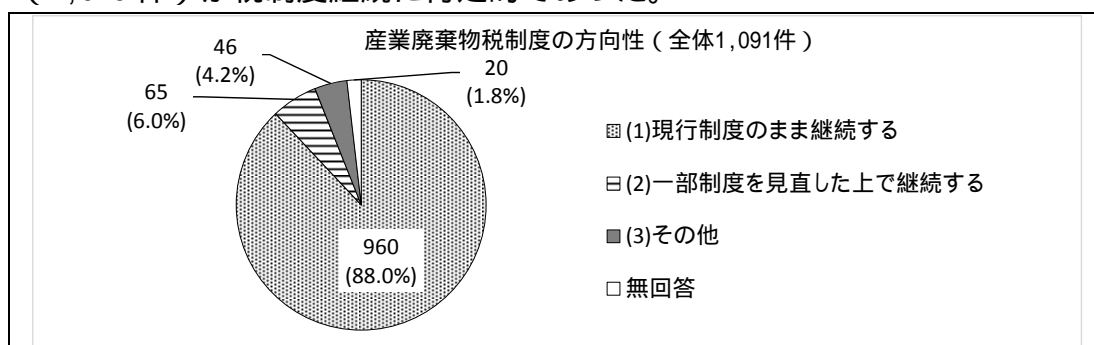
・ 産業廃棄物税の活用施策

今後積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、図に示すとおりであり、現状の3つの使途で94.3%（1,029件）を占めることとなった。



・ 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、図に示すとおりであり、94.0%（1,025件）が税制度継続に肯定的であった。



ウ 取りまとめ

（ア）産業廃棄物税制度の今後のあり方

現行の税制度は概ね周知されており、課税目的等が十分に理解されていない面はあるが、税制度の存続については一定の理解が得られていると考えられる。

各種事業が毎年度、税収の範囲内で適切に実施されている。

税制度の導入をきっかけとして、再生利用量は増加、最終処分量は減少していることから、一定の効果・成果が得られていると考えられる。

以上のことから、本検討会議は、社会全体がより一層、廃棄物の発生を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を目指す上で、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、税制度の存続に当たっては、現状の課題への対応が望まれるとともに、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(イ) 今後の取組

税制度の定着等に向けて、産業廃棄物や最終処分場の状況、発生から最終処分までのプロセス、税制度の目的や効果等について県民や事業者幅広く周知を図り、理解を得る取組が重要である。

・ 3Rの促進

今後も、廃棄物そのものを発生させない発生抑制が最も重要である。

引き続き、先導的かつ効果的な循環ビジネスの発掘、創出や技術開発への支援等、ビジネスや技術の普及・振興を図っていくことが重要である。

・ 最終処分場の設置促進

公共関与による信頼性の高い新たな最終処分場の確保を計画的に進めるとともに、税収を有効に活用して、整備計画や調査検討等を進める必要がある。

・ 適正処理の推進

不適正処理の未然防止や適正化に向けた指導・監視の強化を図るとともに、県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して未然防止対策の取組を更に進める必要がある。

3 検討会議の検討結果を受けた本県の対応

検討会議の検討結果を受け、平成28年度以降も引き続き、現行の税制度を継続することとし、再び5年を目途に税制度についての検討を加える旨の条例改正を行った（平成28年4月1日施行）。

本県では、引き続き産業廃棄物税制度を適切に運用し、循環型社会の実現に向け、各種施策を推進する。